

# 台湾の政治システム\*

## 比較政治制度論に基づく検討

京 俊 介

はじめに

### 1, 執政制度

1. 1 執政制度とは

1. 2 台湾の執政制度

### 2, 選挙制度

2. 1 選挙制度とは

2. 2 台湾の選挙制度

### 3, 政党システム

3. 1 政党システムとは

3. 2 台湾の政党システム

3. 3 台湾の政党システムに関する理論的予測

おわりに

---

\* 本稿は、日台学術シンポジウム「東アジア国際社会のなかの日本と台湾」(2016年10月3日 於中京大学名古屋キャンパス)での報告に基づくものである。この報告を準備するにあたって必要な日本語および英語の文献を林文斌先生(嘉南薬理大学)にご教示いただいた。林先生には筆者からの質問にも丁寧にお答えいただいた。記して感謝申し上げます。

## はじめに

本稿は、現代台湾の政治システムについて、理論的な視座から概説することを目的とする。このシンポジウムにおいて、本稿の基となった報告が主たる聴衆として想定していたのは、台湾政治についてあまり詳しい知識をもたない日本人であり、より具体的には聴衆の大多数を占めていた中京大学法学部の学生であった。

筆者は政治学を専攻しているが、その主たる分析対象は日本政治であり、台湾の政治については完全なる門外漢である。しかしながら、政治学についての勉強・研究の成果等から、台湾政治にあまり馴染みのない日本の聴衆に対して、台湾の政治システムをできるだけ分かりやすく説明することは可能であると考えた。本稿によって、台湾政治にあまり馴染みのない日本人における台湾への理解を深め、それを通じて本シンポジウムの目的の1つである日台両国の相互理解への貢献を目指す。

以下、1では執政制度、2では選挙制度、そして3では政党システムについて、それぞれ比較政治制度論に基づく理論的な視座を提供しつつ、主として日本との比較を行いながら、台湾の政治システムを説明する。最後に、本稿のまとめを行う。

### 1, 執政制度

#### 1. 1 執政制度とは

執政制度とは、民主主義の政治体制において行政部門のトップリーダー（執政長官）をどのように選出し、立法部門である議会や国民とどのような関係の下におくのかについてのルールである（建林ほか 2008 : 104）。執政制度は議院内閣制と大統領制に大別されるが、これらを分類する定義としては2つの軸がある。1つは、執政長官（「首相」または「大統領」）の選任ルールであり、もう1つは執政長官の解任ルールである。

表1 執政制度の分類

		解任ルール	
		議会による解任	固定任期
選任 ルール	議会による選任	議院内閣制 (日・英など)	自律内閣制
	国民による選任	首相公選制	大統領制 (米など)

出典：建林ほか(2008：105)より筆者一部修正

執政長官の選任の仕方は2種類に分かれる。1つは執政長官が議会によって選任される場合であり、もう1つは国民からの投票によって選任される場合である。解任に関する仕組みも2つに分けることができ、一方は議会が執政長官の不信任議決権をもつ場合のように、議会による執政長官の解任が可能な場合であり、もう一方は、執政長官が原則として固定任期をもち、議会による解任が不可能な場合である。

この2つの軸で執政制度を分類したものが表1である。執政長官(首相)が議会によって選任され、議会によって解任される(議会からの信任に依存する)のが、議院内閣制である(表1左上)。イギリスを発祥国とし、日本などが典型例である。反対に、執政長官(大統領)が国民からの投票によって選出され、原則として任期中は解任できない(固定任期をもつ)のが、アメリカなどにみられる大統領制である(表1右下)。首相公選制(表1左下)や自律内閣制(表1右上)は例外的な執政制度である。

議院内閣制における執政長官が「首相」であり、大統領制における執政長官が「大統領」であるが、そのように呼称される役職が同時に存在する国もある。その場合には、それらの位置付けによって議院内閣制と大統領制のいずれかに分類できる場合もある。ドイツやイタリアのように、「大統領」が国家元首としての儀礼的な役割のみ、つまり日本では天皇が果たしているような役割を担う場合には、議院内閣制として分類

される。韓国のように、「首相」が大臣・長官のような大統領の下の1スタッフにすぎない場合には、大統領制に分類される。

それらとは異なり、大統領と首相が同時に存在し、かつ、両者が行政権を分担掌握している執政制度が、半大統領制である。現在のフランス第五共和制がこの制度の代表例であり、大統領制とともに新興民主主義国で採用される例が多くみられる (待鳥 2015 : 72-73)。

## 1. 2 台湾の執政制度

では、台湾の執政制度はどのように理解できるか。台湾の統治機構は、中華民国憲法の上では「五権分立」である。立法・行政・司法という西洋式の三権に加え、公務員の登用を行う「考試院」と、公務員の弾劾および会計検査を行う「監察院」からなる、孫文の思想に基づく独特の統治機構である。

しかしながら、比較政治制度論の観点からみると、台湾の執政制度はフランスと同様に半大統領制に分類することができる。大統領に該当するのが総統である。国民の直接選挙によって副総統とのペアで選任され、4年間の固定任期を有する。首相に該当するのが行政院院長である。行政院院長は総統によって任命される。行政院院長の任命には、一院制の議会である立法院の同意を制度上必要としないが、日本の国会議員に相当する立法委員の過半数が不信任議決案に賛成すれば解任の可能性がある。つまり、行政院院長がその職に留まることができるか否かは、立法院の信任に依存する。また、行政権と捉えられるもののうち、憲法上、国家の安全に関する権限は総統に属しているが、行政に関するその他の主要な権限は行政院に属している。

このような半大統領制は、総統・副総統の党派と立法院の多数派の党派が一致する場合、たとえば、総統・副総統が民進党に所属しており、立法院の過半数も民進党所属の議員である場合などには、大きな問題が

起こらない。通常、総統は自分と同じ政党のメンバーから行政院院長を選ぶため、総統・副総統、行政院院長、および、立法院の多数派の党派が全て一致し、一体的な政権運営が可能となる。しかしながら、総統・副総統と立法委員は異なる選挙によって選出されるため、選挙の結果によっては総統・副総統と立法院の多数派の党派が異なるものになる可能性がある。上述したように、総統が行政院院長を任命する際に議会の同意は制度上必要ないため、このような状況においても総統は自分と同じ政党のメンバーを行政院院長に任命するだろう。立法院で多数を占める政党は、その人事を不服として行政院院長の不信任案を可決することもできる。しかしながら、行政院院長は、立法院の不信任議決権の対抗措置として、立法院の解散を総統に対して申請する権限をもつ。立法院が解散されるということは、立法院で多数を占める政党にとって、直近の選挙で得た多数の議席を一旦捨て去ることを意味し、多くの場合あまり得策であるとはいえない。

議院内閣制における首相は、議会で多数を占める政党（または政党の連合）のリーダーであるため、首相の所属する政党と議会多数派の政党が一致しないということは通常ありえない。しかし、半大統領制においては、大統領制と同じく、立法と行政の間での「分割政府」状態が生じる恐れがある。このような状態に陥ってしまえば、総統・副総統・行政院院長の所属する「与党」は思うような立法を行うことができない。この状態は、日本で衆議院と参議院の多数派が異なる政党になることにより、政府・与党が思うように予算案や法案を通せなくなる「ねじれ国会」の状況と類似している（もちろん、厳密には異なるものである）。

このような「分割政府」状態に陥った場合に、他国の制度との比較の観点からみれば、台湾の政治制度は、以下のような特徴から、政党間の対立を深刻なものにして立法を停滞させやすい（若林 2008：237-239）。

第1に、総統選挙が相対多数制によって行われるという点である。フランスの大統領選挙は、1回目の投票で過半数の票を得る候補者がいな

ければ、上位 2 名による決選投票が行われる絶対多数制を採用している。この制度の下では、第 1 回の投票結果が判明してから決選投票までの間に政党間の交渉が行われ、決選投票に残れなかった候補者の政党が決戦投票に残った候補者の支援に回るといふ政党間の協調が生じる。

日本では国政選挙でも地方選挙でも決選投票の制度が導入されていないが、政党の代表を選出する選挙では導入されており、それを想起すると理解しやすいかもしれない。たとえば自民党の総裁選挙では、決選投票に残れなかった候補者 ( A ) の所属する派閥が、決選投票では別の候補者 ( B ) の支援に回る。B が総裁に当選した際には、党内の役職配分や組閣の際に、支援に回った A の派閥のメンバーに対して論功行賞的な人事が行われるのを期待してのことであると考えられる。結果として、異なる派閥に所属するメンバーが一体的に党運営を行うこととなる。

このように、大統領選挙が絶対多数制であれば、決選投票の前に大統領を支持する政党の連合が形成されることが、制度的に予定されている。しかし、相対多数制は 1 回の投票で相対的に最も多くの票を獲得した候補者が当選する制度であり、そのような政党間の協調が行われるのは、まだ何の結果も判明していない選挙前の候補者選定の場面のみに限られる。

第 2 に、上述したように、総統が行政院院長を任命する際に、立法院の同意が制度上不要という点である。フランスの半大統領制においては、大統領と議会の過半数の政党が異なるものになった場合、憲法上の規定を手掛かりとして、大統領が議会の多数派、すなわち自らの所属政党とは異なる政党のメンバーを首相に任命する、「コアビタシオン ( 保革共存 ) 」の慣行が成立している。しかし、台湾ではこの慣行が成立する制度的な手掛かりがない。議院内閣制において例外的に与党が過半数の議席をもたない少数内閣の状態になった場合には、議会の解散に打って出て、選挙を通じて過半数の議席の獲得を目指すという手段がある。しかし、台湾においては、立法院の解散権は行政院院長の不信任決議が行わ

れたときのみを使うことのできる受動的な権限であるため、総統の側から能動的にこの事態を打開することはできない。

第3に、行政院に対して立法院が制度的に優位にあるという点である。立法院においては、政府提出法案の議事を優先させる制度や慣行がない。行政院が立法院に対抗するための権限としては、立法院が可決した法案に対する拒否権がある。立法府の可決した法案に対する拒否権といえばアメリカの大統領がもつものが有名であるが、アメリカの場合、大統領の拒否権が行使されたとしても、連邦議会の上下両院がそれぞれ3分の2以上の多数(特別多数)でもって再可決すれば、その拒否権をオーバーライドする(乗り越える)ことができる。これに対し、台湾においては、立法院は行政院の拒否した法案について、再審議においても通常の法案の可決と同じく過半数(単純多数)での再可決でオーバーライドすることができる。したがって、行政院の拒否権はたとえ行使されても単なる時間稼ぎにしかない。

このように、台湾は、「分割政府」に陥った場合には政党間の対立が深刻化しやすいという制度的特徴をもつ。しかしながら、近年の制度改革によって、そもそも「分割政府」に陥る可能性が低下している。2008年から立法委員の選挙は総統選挙と同年に実施されるようになり、2012年と2016年の立法委員選挙は総統選挙と同日に行われている。2つの選挙が異時点で実施されれば、その間に世論の変化が生じることで勝利する政党も異なるものになりやすいが、同時点で行われれば、そのとき支持を集めている政党が総統選挙と立法委員選挙の双方で勝利する可能性が高い。アメリカにおいても、中間選挙(大統領選挙は行われず、連邦レベルでは連邦議会議員の選挙のみが行われる)の際には、大統領の所属する政党がしばしば敗北するが、大統領選と同時にされる連邦議会議員の選挙においては、「大統領の威光効果」により、大統領選で勝利した政党が連邦議会の下院においても過半数を占めるという結果が生じやすい。民主党所属の大統領であったクリントンもオバマも、初当選の

際の選挙では「統一政府」であったものが、2年後の中間選挙において「分割政府」に陥っている。この例からも分かるように、台湾の総統選挙と立法委員選挙を同時に行うという改革は、相対的にみて「分割政府」を生じさせにくいという効果をもっている。

## 2, 選挙制度

### 2. 1 選挙制度とは

選挙制度とは、政治家をどのようにして選び出すかを定めるルールである ( 建林ほか 2008 : 66 ) 。本稿では、選挙制度の基本的要素のうち議席決定方式と選挙区定数の2つに注目しながら、台湾の選挙制度の特徴を説明する。

議席決定方式は、有権者によって投じられた票がどのように集計され、議席に換算され、当選者が確定するかを決めるルールである。大きくは多数代表制と比例代表制に分けられる。多数代表制は選挙区ごとにあらかじめ定められた議員定数について、候補者のうち得票の多い順に定数番目までが当選する方式であるが、当選の基準として過半数の得票を求めるか否かでさらに2つに分類される。1つは絶対多数制であり、得票の多さに加えて過半数の得票を必要とし、それゆえ過半数の票を獲得する候補者が現れるよう決選投票などの制度が組み込まれている。もう1つは順位のみを問題とする相対多数制である。仮に有権者のごく一部分からの支持しか受けていない、たとえば得票率が10%しかない候補者であっても、他の候補者の得票率がそれよりも少なく、その候補者が定数番目までの順位に入れたのであれば、当選できる。上述したように、日本では自民党の総裁選挙などで絶対多数制が採用されているが、国政選挙・地方選挙ともに多数代表制の場合には ( すなわち、衆議院議員総選挙の小選挙区制、参議院議員通常選挙の選挙区制、および、地方自治体の知事・市町村長と議会議員の選挙では ) 相対多数制を採用している。

他方、比例代表制は、投じられた票を政党単位で集計し、各党の得票率に比例して議席を配分する方式である。この方式はさらに、各政党に配分された議席について、候補者名簿に記載された候補者のうち誰を当選させるのかという点に関して、クローズド・リスト（拘束名簿式）とオープン・リスト（非拘束名簿式）という2つのルールに分かれる。前者は、政党があらかじめ各候補者に順位を付した候補者名簿を提出しておき、獲得した議席数分だけ候補者名簿の上位から順に当選する仕組みである。現在の日本では衆議院議員総選挙の比例代表制でこの制度を採用している。後者においては、政党があらかじめ候補者名簿に順位を付けることはしない。有権者が政党への投票とその政党の名簿に記載された候補者への投票を同時に行うことにより、各候補者の獲得した得票数にしたがって順位が決まる。日本では、参議院議員通常選挙の比例代表制で2001年よりこのルールが採用されている。

選挙区定数は、各選挙区から選出される議席数に関するルールである。多数代表制の場合は、選挙区定数が1か複数かに大きく分類される。多数代表制で定数1のことを小選挙区制という。日本の国政選挙でいえば、衆院選の「小選挙区制」は全国を295の選挙区に分けて、各選挙区からは上位1名のみが当選する仕組みであるし、参院選でも「選挙区制」のうちいわゆる「1人区」は、各県を選挙区とする小選挙区制である。定数が複数ものを大選挙区制という。1993年までの衆院選で採用されていたいわゆる「中選挙区制」は、各選挙区から上位概ね3～5名が当選する制度であったため、定義上この制度に該当する。<sup>(2)</sup> 現在でいえば、参院選の「2人区」以上の都道府県選挙区のほか、多くの市町村議会議員

(1) 2016年5月に改正された公職選挙法によって、2017年夏以降に実施される衆院総選挙では289議席（6議席減）になる。

(2) 中選挙区制は定数が2以上という広義の大選挙区制に含まれるが、選挙区を複数に分けてそれぞれの選挙区で複数名ずつ当選者が出る制度を「中選挙区制」、1つだけの選挙区で当選者全員を選ぶ制度を（狭義の）「大選挙区制」と呼ぶことが多い（砂原 2015：27）。

選挙がこれに該当する。

有力な候補者の数にもよるが、小選挙区制で当選するには過半数に近い票を集めなければならず、それゆえ大政党に有利な制度であり、小政党が議席を獲得するのは困難である。大選挙区制であれば、その定数が大きいほど当選に必要な得票数のラインが下がり、小政党であっても議席を得やすい。比例代表制の場合も、定数が大きいほど各政党が議席を獲得するために必要な最低の得票率が下がるため、小政党が議席を獲得する可能性が大きくなる。日本の国政選挙においては、参院選の比例代表制が全国1ブロックで定数が48(1回の改選分。合計では96)であり、各政党は約2%の得票率によって1議席を獲得できる。実際、2016年の参院選においては、「生活の党と山本太郎となかまたち」が1.9%の得票率で1議席を獲得している。他方、衆院選の比例代表制では180議席を11の地方ブロックに割り振るため、最も定数が小さい四国ブロック(定数6)では約14%の得票率が計算上の議席獲得ラインとなる。2014年の衆院選では得票率12.8%の維新の党が議席を獲得したのに対し、得票率10.1%の共産党は議席を獲得できなかった。

小選挙区制に比べ、小政党であっても議席を獲得できる可能性が大きいたことが比例代表制の1つの特徴であるが、あまりに小政党が増えすぎると議会内での意見集約が困難になるなどの問題が現れる。そこで、小政党が乱立してしまうことを防ぐために「阻止条項」を設定している国もある。これは、比例代表制において予め一定の最低得票率を定めておき、各政党の獲得した得票率がそれに達しない場合には議席を配分しない、というものである。ドイツの5%条項が有名であるが、日本ではこの制度は導入されていない。

## 2. 2 台湾の選挙制度

台湾の国政選挙には、総統選挙と立法委員選挙の2つがある。これら

の特徴を、議席決定方式と選挙区定数に焦点を当てて記述する。

大統領選挙は、1996年から国民による直接選挙となっている。大統領と副大統領がペアで立候補し、国民はそのペアを選んで投票する。議席決定方式は多数代表制の相対多数制である。大統領の枠は1つしかないため、選挙区定数1の小選挙区制であることは自明である。上述したように、決選投票がない相対多数制であるため、有力な候補が3組以上いる場合には、過半数の得票がなくても当選することができる。実際、2000年の陳水扁、2012年の馬英九、および、2016年の蔡英文は、1位にはなったが過半数の票を獲得することはできなかった。

立法委員選挙は2008年に実施された選挙から現行制度となっている。多数代表制と比例代表制の混合制を採用しており、有権者はそれぞれの制度において1票ずつ投じることができる。多数代表(選挙区)制には全113議席の約70%にあたる79議席が割り振られている。そのうち73議席分は、日本の衆院選の小選挙区制と同様、地理的な範囲に選挙区が分けられている相対多数制の小選挙区制である。残り6議席は先住民選挙区であり、「平地原住民」枠3議席と「山地原住民」枠3議席に分けられている。先住民は、地理的な選挙区の代わりにこれらの選挙区の候補者に投票する。<sup>(3)</sup> 1人の有権者につき1人の候補者を選ぶ単記式で各々上位3名が当選するため、地理的な選挙区でないという点を除けば、日本の衆院選でかつて採用されていた中選挙区制と同様のルールである。

他方、比例代表制には34議席が割り振られており、全国1ブロックのクローズド・リスト方式を採用している。全国1ブロックであるという点では参院選の比例代表制と共通性をもっており、クローズド・リストという点では衆院選の比例代表制と共通している。全国1ブロックで定数34であれば、計算上は約3%の得票率で議席が得られることになるが、台湾では「阻止条項」の制度が導入されており、5%以上の得票がない

---

(3) 先住民は台湾の人口のうち2.34%ほどであるのに対し、立法院の議席数においては全体の5.31%が確保されている (Hsu 2015)。

表 2 台湾立法委員選挙の結果

実施年	議席率 (%)		
	国民党	民進党	その他
2008	71.7	23.9	4.4
2012	56.6	35.4	8.0
2016	31.0	60.2	8.9

出典：選挙結果より筆者作成

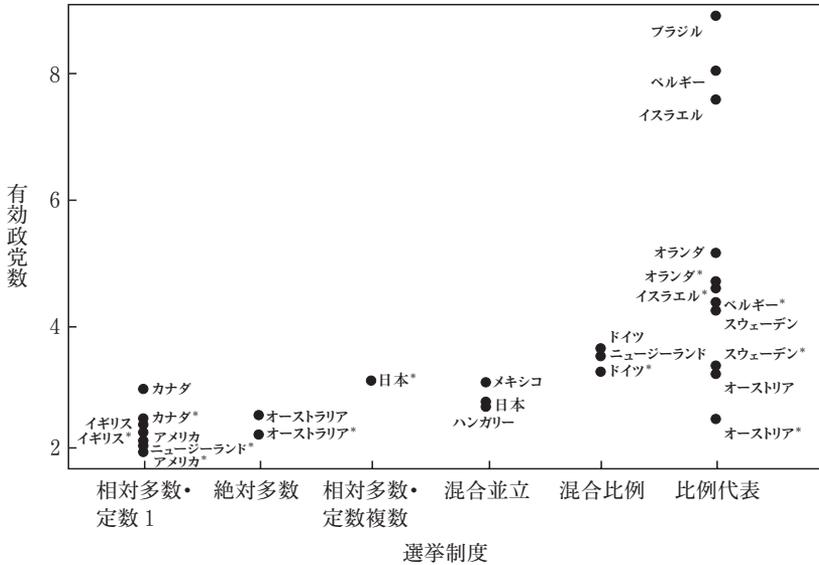
と政党は議席を獲得できない。そうはいても、5%以上の得票で議席が獲得できるということは、日本の衆院選の比例代表制に比べれば、小政党にとって議席獲得のチャンスが制度上は十分にあるということである。

後述する政党システムとも関連するが、現行の立法委員の選挙制度の下でこれまで3回(2008年、2012年、および、2016年)選挙が実施されており、その結果を議席率についてまとめたものが表2である。いずれにおいても二大政党で90%以上の議席を占めていることが分かる。

### 3, 政党システム

#### 3. 1 政党システムとは

政党システムとは、政党の数や政党間の勢力関係についての構造を意味する概念である。政党システムを質的に捉える方法として、政党システムの類型がある(デュヴェルジェ 1970; サルトーリ 1980 = 1992)。代表的な類型としては、アメリカやイギリスのように2つの政党が政権をめぐって競争する「二大政党制」や、大陸ヨーロッパで一般的である、3つ以上の政党がいずれも過半数の議席を占めることがないために連立政権が常態化している「多党制」、55年体制期の日本のように競争的な選挙の結果として1つの政党が常に過半数の議席を占めて政権の座に就



[注] 国名に\*がついているものは1945～96年、ついていないものは1996～2006年の選挙制度、有効政党数の組み合わせを示す。

図1 選挙制度と有効政党数  
出典：建林ほか(2008：139)

き続ける「一党優位制」といったものがある。

政党システムを量的に捉えるために開発されたのが、有効政党数という指標である(Laakso and Taagepera 1979)。定義は注に示すが、直観的に理解できるように表現すると、どれぐらいの数の有力な政党が当該議会において存在しているかを、その議席率によって重み付けした形で示すものであるといえる。議席をもつ政党が増えるほど有効政党数は大きくなる。また、政党の数は同じでもそれらの勢力差が大きいほど、有効政党数の値は小さくなる。たとえば、2つの政党がそれぞれ議席の50%ずつを占めている場合には有効政党数は2であるが、1党が80%の議

(4) 有効政党数Nは $N=1/\sum_{i=1}^n p_i^2$  (piは政党iの議席率あるいは得票率を指す)で定義される。

席を占めており他の1党の議席が20%というように勢力差が大きい場合は、有効政党数は1.47に低下する。また、3つの政党がそれぞれ33%ずつを占めている場合は3であるが、45:45:10と勢力差が大きくなれば、有効政党数は2.47に低下する。このように、二大政党制と表現するには第二党の勢力が弱く、かといって一党制とはいえないような状況についても、連続的な数値で表現することができる。

政党システムは選挙制度の影響を受けることが広く知られている。「デュヴェルジェの法則」によれば、小選挙区制は二大政党制をもたらし、比例代表制は多党制をもたらす(デュヴェルジェ 1970)。また、「デュヴェルジェの法則」を拡張した「M+1ルール」によれば、定数がMの選挙区では政党数はM+1に収斂する(Reed 1990)。横軸に選挙制度をとり、左から定数1の小選挙区制、定数が2~6程度の大(中)選挙区制、小選挙区制と比例代表制の混合制、そして純粋な比例代表制と並べれば、右にいくにしたがって有効政党数が増加していく傾向がみられる(図1)。

### 3. 2 台湾の政党システム

台湾の政党システムについて、選挙制度との関係も視野に入れながら見ていこう。日本の衆議院と台湾の立法院の選挙制度は、いずれも小選挙区制と比例代表制の混合並立制に分類される<sup>(5)</sup>。小選挙区制と比例代表制の議席の割合については、日本が62:38であるのに対して台湾は70:30であり、ある程度近似しているといえる。

両国の政党システムを近年の選挙結果における有効政党数で捉えたものが、図2である。直近3回の選挙結果で見れば、日本の衆院全体の有効政党数は2.10(2009年)、2.45(2012年)、2.43(2014年)であり、台

(5) ただし、上述したように台湾には中選挙区制である先住民選挙区が一部含まれている。

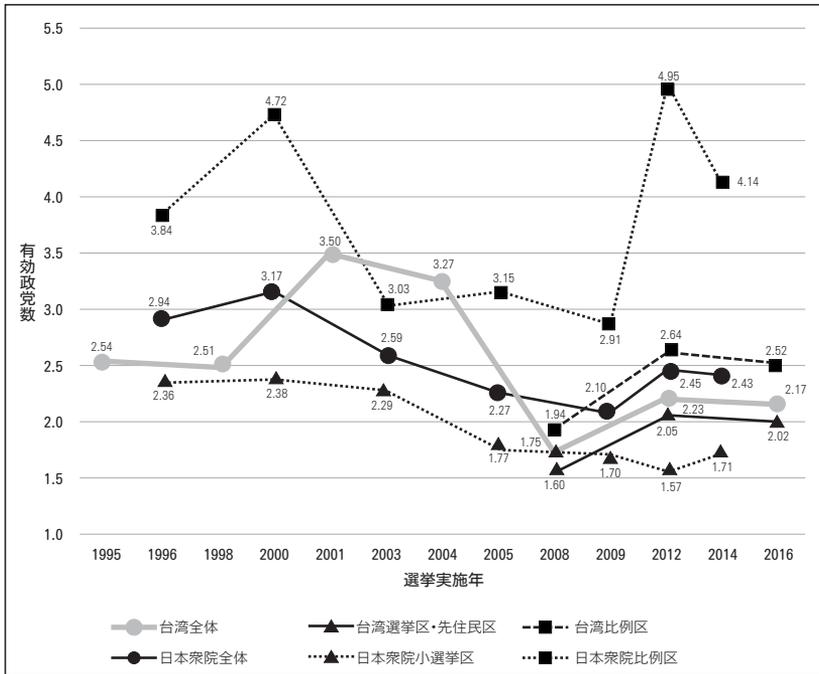


図2 日本と台湾の有効政党数

出典：選挙結果より筆者作成

台湾の立法院全体では1.75 (2008年), 2.23 (2012年), 2.17 (2016年) である。日本の衆院全体と台湾の立法院全体の有効政党数は近似している。

しかしながら、これを小選挙区制と比例代表制に分割してみると、その相違点が明らかになる。小選挙区制においては、日本では2005年総選挙以降1.5~1.7台、同じ時期に台湾では1.6~2.0台で推移しており、いずれも二大政党が多くの議席を獲得していることを示している点で共通している。しかし、比例代表制における有効政党数日本と台湾では大きく異なる。日本では概ね3~4台で推移しており、小政党が比例代表制で議席を獲得していることを意味する。他方、台湾の比例代表制では、「阻止条項」はあるものの、定数の大きい全国ブロックで第三党以下が

議席を獲得しやすい制度設計であるにもかかわらず<sup>(6)</sup>、有効政党数は2.5程度であり、ほとんど二大政党が議席を獲得していることがわかる。

以上から、日本と台湾の議会の選挙制度は同じ混合並立制に分類される近似した制度であり、小選挙区制と比例代表制の議席の割合も近いにもかかわらず、政党システムは異なるものであることが分かる。小選挙区制については、両国とも制度から予測される政党システムの範囲内にあるが、比例代表制については、日本は制度から予測される帰結と一致する多党制的な傾向を示しているのに対し、台湾は二大政党制であるというのが特徴的である。

### 3. 3 台湾の政党システムに関する理論的予測

台湾の二大政党制は、国民党による長年にわたる一党独裁への対抗勢力が結集して民進党が誕生したことに由来する。この2つの党は、大陸(中華人民共和国)との関係(「兩岸関係」)をめぐる対立的な立場にある。

図3は、この問題に対する世論調査に基づく政党の立場のイメージと、有権者自身の立場の変化を示したものである。0~10点の11段階で、0点が大陸からの速やかな独立、5点が現状維持、10点が大陸との速やかな統合を意味している。有権者の立場は1992年には7.0点であったものの、それ以降中道に近付き、近年では5点前後で推移している。国民党も1990年代前半には有権者の動きと並行して中道に寄っていったと捉えられており、1992年には8.0点であったものが1996年には6.1点にまで中道に近付いた。対する民進党も、1992年には2.0点であったが、2000年

(6) 台湾の立法院の比例代表制の定数は34議席で、日本の衆院の比例代表で最も定数の大きい近畿ブロックの定数が29であるため、仮に10%の得票率であれば台湾では比例代表制の定数の約10% (3~4程度)の議席が得られるが、日本ではそれよりも少ない議席率にしかならない。

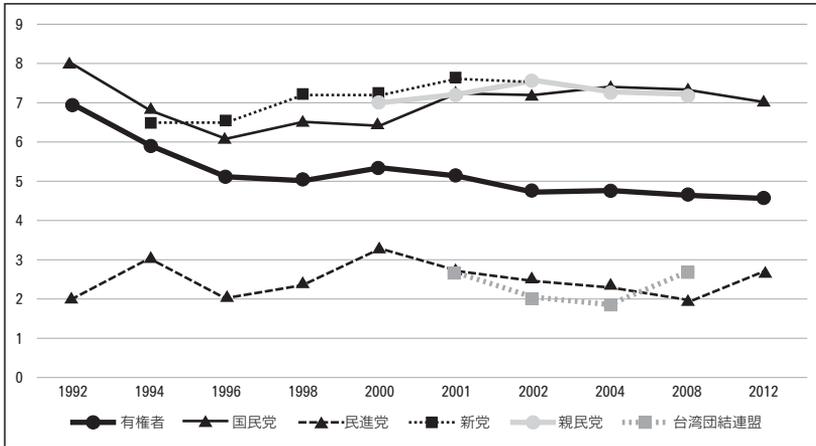


図3 「兩岸関係」をめぐる政党の立場についてのイメージ  
 出典：Fell (2011 : 81, 2016 : 92) のデータに基づいて筆者作成

には3.2まで中道に寄ったとみられている。しかしながら二党の立場はその後分極化の傾向をみせた (Fell 2011)<sup>(7)</sup>。

こうした二大政党がもつイデオロギーの現状と現行の選挙制度を前提としながら、政党間競争に関するダウنزのモデルに基づき (ダウنز 1980)、今後の台湾の政党システムに関してありうるシナリオを描いてみたい。なお、あくまで上述の事情のみを前提としながら理論モデルに基づいて描いた「叩き台」的なシナリオであり、台湾政治についての詳細な文脈を踏まえたものではない。

ありうるシナリオの1つは、二大政党のイデオロギーが中道へと収斂していくというものである。仮定として、現状の有権者のイデオロギー分布が中道をピークとして単峰型に分布している、つまり、中道の立場の有権者が最も多く、右派・左派に近づくにしたがってその数が減っていくという状況を前提とする。このとき、両党にとっては総統選挙や立法委員選挙で勝利するために支持を取り込むべき有権者集団が中道にた

(7) ただし、2012年の調査では再び中道寄りの傾向がみられる。

くさん存在するということになる。それゆえ、両党は多くの有権者の支持を得るべく、立場を中道へとシフトしていく。冷戦構造の崩壊後、1990年代初めの政界再編期を経て、日本では55年体制期の自民党と社会党の対立ほどには政党間の政策的立場の違いが見えにくいという声がしばしば聞かれる。これは、明確なイデオロギー的対立軸が無くなった中で、各党が中道の有権者の支持を取り込むべく立場を中道に寄せているためであると理解できるが、それと同様の現象である。ただし、二大政党がこうした戦略を採用した場合、極右・極左のイデオロギーをもつ有権者が不満を持つことになり、そうした有権者の支持を取り込むことを狙って、極右・極左の立場をとる新しい政党が出現する可能性がある。上述したように、台湾の選挙制度においては、比例代表制によって、そうした小政党が議席を獲得できる余地が残されている。

もう1つのシナリオは、二大政党が現状の立場を維持する一方で、中道の有権者の支持を取り込むことを狙った小政党が、二大政党のイデオロギーの中間地点に出現するというものである。上で仮定したように、中道のイデオロギーをもつ有権者が多い場合には、そのイデオロギーに最も近い政策を提示する政党が出現すれば、有権者は国民党でも民進党でもないその政党を支持するかもしれない。もちろん、小選挙区制では第三党以下が議席を獲得することは難しく、比例代表制だけでは多くの議席を獲得することはできない。しかしながら、二大政党のいずれもが立法院の過半数の議席を獲得できないという「ハング・パラメント」の状況に陥った場合には、その政党がキャスティング・ボートを握る立場となる。その小政党のイデオロギーが二大政党の中間に位置するものであれば、いずれの政党とも協調する可能性をもつ。

以上示したように、今後の二大政党の対立関係と戦略のあり方次第で、現状は二大政党制である台湾は、比例代表制を足掛かりとして一定程度多党化する余地を残している。ただし、このシナリオは選挙制度と政党間競争の理論から導かれる予測、しかも、複雑な現実の多くを捨象した

非常に単純なモデルに基づく予測である。このシナリオの筋に沿った政治状況が生じるか否かは、台湾政治をマクロレベルで規定している「兩岸関係」が、今後どのような状態になるかということに強く依存するだろう。

## おわりに

本稿では、台湾の政治システムについて、比較政治制度論に基づく理論的な観点と日本との比較の観点から概説した。以下、簡単に本稿の内容を振り返っておく。

台湾の執政制度は、半大統領制と位置付けられる。議院内閣制や大統領制とは異なり、大統領（総統）と首相（行政院院長）が同時に存在し、行政権を分有している。こうした制度の下では、総統選挙と立法委員選挙の結果次第では総統・行政院院長と立法院の多数派の政党とが一致せず、「分割政府」の状況に陥ってしまうおそれがある。これは、日本における「ねじれ国会」に類似した状態であり、円滑な政権運営のためにはこれらの政党を一致させることが鍵となる。ただし、近年の改革により2つの選挙のタイミングが一致するようになっており、それによって「分割政府」が生じにくい制度配置になってはいる。

立法府である立法院は、二院制の日本とは異なり、一院制である。選挙制度は日本の衆院と同様、小選挙区制と比例代表制を組み合わせた制度である混合並立制に分類できる。台湾の選挙制度は日本のそれと類似するものの、選挙制度によって影響を受けるはずの政党システムは異なるものになっている。政党システムを捉える指標である有効政党数を日本の衆院と比較検討すると、小選挙区制の下では両国ともに制度から予測される帰結の範囲内である。しかし、比例代表制の下では日本が制度から予測される多党制の傾向を示しているのに対し、台湾は比例代表制の帰結も二大政党制になっている。二大政党の立場は、台湾における最

大の争点である「兩岸關係」において、一時期は互いに中道への歩み寄りを見せたが、再び分極化した。そうした状況と現行の選挙制度を前提として、政党間競争と選挙制度に関する理論的な観点からみれば、二大政党の今後の動き次第では中道または極左・極右に新たな政党が現れるかもしれないという予測が可能である。

本稿の議論は、理論的な観点からの台湾政治の理解にとどまっており、台湾政治のさらなる理解のためには上述の理論的な観点を踏まえつつも、より実態に即した議論を行う必要がある。今後の中京大学と台湾の研究者との間の学术交流を通じ、より台湾政治の実態について理解していきたい。

## 参考文献

- ダウズ, アンソニー [古田精司監訳] (1980) 『民主主義の経済理論』成文堂。
- デュヴェルジェ, モーリス [岡野加穂留訳] (1970) 『政党社会学』潮出版社。
- Fell, Dafydd (2011) “The Polarization of Taiwan’s Party Competition in the DPP Era,” in Robert Ash et al. eds. *Taiwan’s Democracy: Economic and Political Challenges*, Routledge.
- (2016) “Parties and Party Systems,” in Gunter Schubert ed. *Routledge Handbook of Contemporary Taiwan*, Routledge.
- Hsu, Kevin (2015) “How Does Taiwan’s Parliamentary Election Work,” <http://www.ketagalanmedia.com/2015/12/26/how-does-taiwans-parliamentary-election-work/> (2016年8月2日最終アクセス)
- Kucera, Ondrej (2006) “Is Taiwan a Presidential System?” *China Perspectives*, 66 : 39-48.
- Laakso, Markku, and Rein Taagepera (1979) “‘Effective’ Number of Parties: A Measure with Application to West Europe,” *Comparative Political Studies*, 12 : 3-27.
- 待鳥聡史 (2015) 『代議制民主主義：「民意」と「政治家」を問い直す』中公新書。
- 野嶋剛 (2016) 『台湾とは何か』ちくま新書。
- Reed, Steven R. (1990) “Structure and Behaviour: Extending Duverger’s Law to the Japanese Case,” *British Journal of Political Science*, 20-3 : 335-356.

Rigger, Shelley (2011) "The Politics of Constitutional Reform in Taiwan,"  
in Robert Ash et al. eds. *Taiwan's Democracy*, Routledge.

サルトーリ, ジョヴァンニ [岡沢憲英, 川野秀之訳] (1980 = 1992) 『現代政党学：  
政党システム論の分析枠組み [新装版]』早稲田大学出版部。

砂原庸介 (2015) 『民主主義の条件』東洋経済新報社。

建林正彦・曾我謙悟・待鳥聡史 (2008) 『比較政治制度論』有斐閣。

楊合義 (2005) 「台湾」中村勝範編 『主要国政治システム概論 [改訂版]』慶應  
義塾大学出版会。

若林正丈 (2008) 『台湾の政治：中華民国台湾化の戦後史』東京大学出版会。